

障害者週間

12月3日(火)～9日(月)

福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226

日頃の生活の中で、障がいについての理解を深め、人格と個性を尊重し合いながら、共に生き合え、共に生きていく社会をつくりましょう。

知っていますか？

身体障がいの原因は、病気や事故などの後天的なもの割合が高く、外見では分からない聴覚障がいや内部障がいなどもあります。

▼人口の30人に1人？

精神障がいの方の数は増加傾向で、特にうつ病など気分障がいの患者数が増えています。

▼周囲の人の理解や配慮

障がいのある人が自立した生活を送ることや、就労の機会を増やすことができるようになります。

障がいへの

差別をなくしましょう

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、町役場



や事業者に対して、次のことが定められています。

- (1) 不当な差別的取り扱いの禁止
正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。
- (2) 合理的配慮の提供
社会の中にある障壁を取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮）を求めています。

気軽ににご相談ください!!



障がいのある方のための相談窓口
○町基幹相談支援センター（福祉課内）☎(83)1226

○障がいのある方のための相談室
毎月第1金曜
午後2時～4時
（町役場会議室）

人権週間

12月4日(水)～10日(火)

昭和23年12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、国際連合は、この日を「人権デー」とそれまでの1週間を「人権週間」と決めました。



詳細はこちら

人権メッセージ展

文化、芸術、スポーツなど各界で活躍されている方々からの人権メッセージパネルを展示します。

日 12月4日(水)～9日(月)
時 午前8時30分～午後5時
場 役場2階 キッズコーナー前

特設人権相談

問 西湘二宮人権擁護委員協議会
☎0463(70)1116

人権擁護委員が無料で相談に応じます。申し込み不要です。お気軽にご相談ください。

日 令和7年1月17日(金)
時 午後1時～3時
(受付は午後2時30分まで)
場 町生涯学習センター
1階ロビー

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(火)～16日(月)

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発活動」が定められています。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

特定失踪者パネル展

北朝鮮による拉致の疑いのある特定失踪者に関するパネルを展示します。

日 12月10日(火)～13日(金)
時 午前8時30分～午後5時
場 役場2階 キッズコーナー前

